

災害対策基本法の改正による避難レベルの変更について

大雨や台風などの防災情報は、災害発生の危険度に応じて、5段階の警戒レベルで表されます。市町村が発令する避難情報を正しく理解し、「自分の命は自分で守る」意識をもって、警戒レベルに応じて避難行動をとりましょう。

○警戒レベル3 「高齢者等避難」

- 「高齢者等」は障がいのある人や避難を支援する人も含んでいます。
- 高齢者以外の人にも必要に応じ、普段の行動の見合わせを始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングです。

○警戒レベル4 「避難指示」

- 「避難勧告」が廃止され、「避難指示」に一本化されました。
- 避難に必要な時間や日没時間等を考慮して発令される情報で、このタイミングで危険な場所から避難する必要があります。

○警戒レベル5 「緊急安全確保」

- すでに災害が発生・切迫している状況です。
- 安全な避難ができず命が危険な状況です。